

姫路市 新美化センター整備について



環境局 環境事業推進室

姫路市における一般廃棄物処理施設（焼却・再資源化）

名称	市川美化センター	エコパークあぼし	
所在地	姫路市東郷町1451番地3	姫路市網干区網干浜4番地1	
敷地面積	約16,200㎡（+約7,000㎡）	152,454㎡	
建設年月日	昭和63年11月～平成4年3月	平成18年12月～平成22年3月	
施設	ごみ焼却施設	ごみ焼却施設	再資源化施設
処理方式	全連続燃焼式焼却炉 （ストーカ炉）	直接溶融・資源化システム （シャフト炉式ガス化溶融炉）	破砕、選別、圧縮、梱包
処理能力	330 t /24 h （165 t /24 h x2基）	402 t /24 h （134 t /24 h x3基）	100 t /日
処理対象物	可燃ごみ	可燃ごみ	粗大ごみ、不燃ごみ、プラスチック製 容器包装、ペットボトル、紙パック、 空きびん
保管対象物	—	—	剪定木くず、乾電池、蛍光管

ごみ処理施設のあり方については、確実な焼却処理や廃棄物発電の高効率化などを含め、ライフラインとして安全性・安定性を重視しながら適正な維持管理や整備により長寿命化を図るとともに、適正な期間での建て替え工事を計画的に実施することが重要です。

市川美化センターは現時点で稼働30年を超えており、これまでに大規模改修工事（H20～H22）、長寿命化工事（H30～R3）を実施しています。

老朽化したごみ処理施設を建て替えるためには、通常の処理に支障がないことが前提となりますが、市川美化センターでは稼働しながら敷地内に新施設を建て替えることは、狭隘な敷地を考慮すると物理的に難しい状況にあります。

そうしたことから、安定的かつ効率的な廃棄物処理を行うため、新たな場所に新美化センターを建設することが必要となっています。（令和14年度稼働目標）

姫路市のごみ処理量実績

単位:t/年

項目/年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
ごみ排出量	187,496	187,848	183,818	182,752	180,436	180,766	180,980	183,222	176,447	173,310
ごみ総発生量	207,673	205,144	205,452	197,570	196,043	200,770	194,872	194,516	186,241	184,907
焼却等処理量	168,261	169,797	173,612	168,582	165,671	166,762	165,889	169,855	166,230	168,900
資源化量	32,402	30,711	31,723	29,735	28,967	28,213	27,616	27,481	28,269	27,552
資源化率	17.3%	16.3%	17.3%	16.3%	16.1%	15.6%	15.3%	15.0%	16.0%	15.9%
最終処分量	19,451	17,652	19,870	15,622	14,774	14,353	14,353	15,573	14,436	14,877

※ごみ総発生量 = ごみ排出量 (家庭系ごみ + 事業系ごみ)
 + 災害ごみ等 + まち美化土砂等 + 店頭回収などの事業系資源物

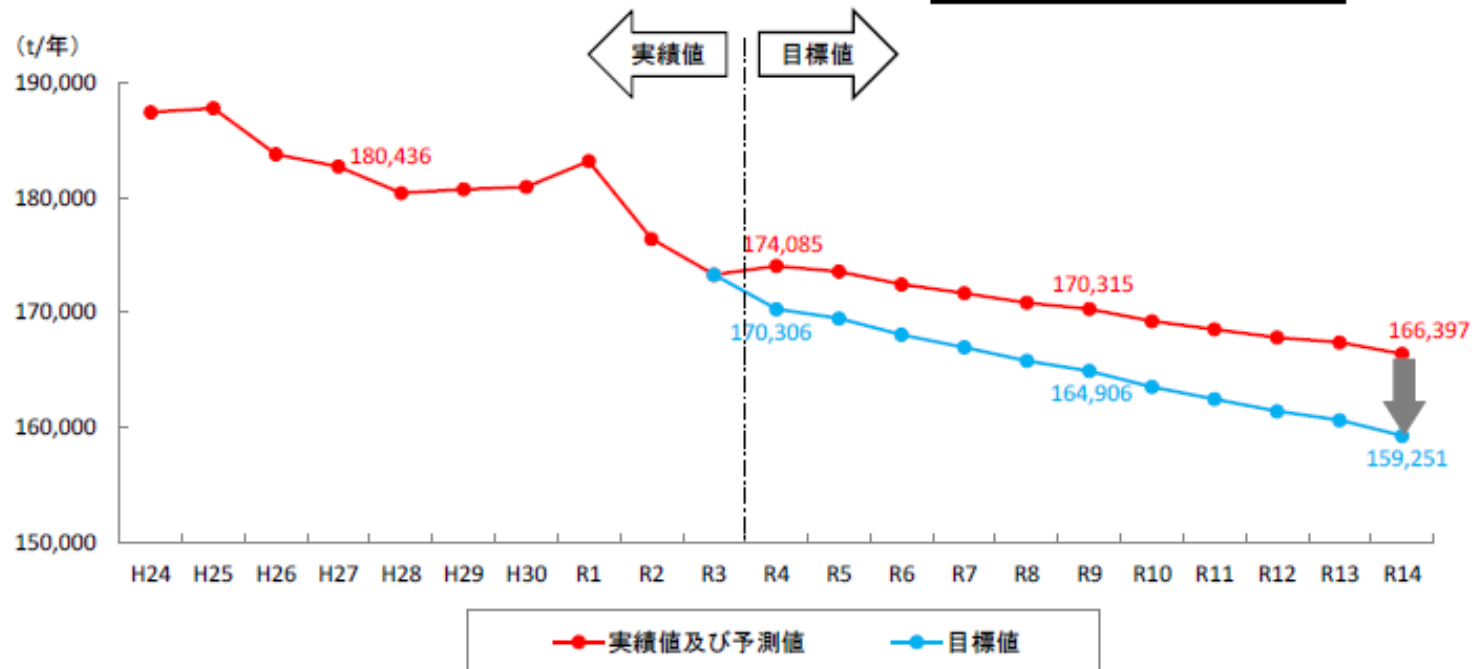
※再資源化率 = 資源化量 ÷ ごみ排出量 × 100

※最終処分量に覆土は含まない

姫路市のごみ排出量 実績値及び予測値と目標値

単位：t/年

実績値 (令和 3 年度)	計画目標値 (令和 9 年度)	目標値 (令和 14 年度)
173,310	164,906	159,251



※ごみ排出量・・・家庭系ごみ及び事業系ごみ（資源物及び集団回収除く。）

「姫路市一般廃棄物処理基本計画（案）」より

姫路市のごみ焼却等処理量 実績と目標値

単位 t/年

項目\年度		実績値						目標値												
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14		
搬入	可燃ごみ	150,834	150,822	150,020	151,464	143,466	142,820	141,948	141,322	140,273	139,398	138,468	137,726	136,611	135,700	134,785	134,040	132,935		
	プラスチック複合製品類	2,110	2,224	2,445	2,582	2,893	2,728	2,342	2,345	2,334	2,334	2,328	2,328	2,315	2,309	2,308	2,308	2,290		
	破碎残渣	3,481	3,425	3,677	3,999	4,166	3,687	3,775	3,715	3,643	3,573	3,506	3,445	3,371	3,304	3,233	3,178	3,104		
	焼却灰	1,730	1,664	1,436	131	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	合計	158,155	158,135	157,578	158,177	150,525	149,243	148,065	147,382	146,250	145,305	144,302	143,499	142,297	141,313	140,326	139,526	138,329		
焼却等 処理量	可燃ごみ	市川 (焼却)	62,448	60,985	59,707	55,560	50,961	55,140	64,015	63,732	63,259	62,865	62,445	62,111	61,608	61,197	60,784	60,448	59,950	
		エコパーク あぼし (溶融)	82,370	84,276	84,142	92,087	91,758	93,253	85,030	84,655	84,027	83,503	82,946	82,501	81,833	81,288	80,740	80,293	79,632	
		くれさか	8,058	8,179	8,516	9,521	10,972	8,673												
		にしはりま	885	885	892	924														
	プラスチック複合製品類	溶融	2,110	2,224	2,445	2,582	2,893	2,728	2,342	2,345	2,334	2,334	2,328	2,328	2,315	2,309	2,308	2,308	2,290	
		破碎・選別 残渣	溶融	6,867	7,173	7,701	7,822	8,156	8,030	7,359	7,321	7,233	7,170	7,108	7,067	6,984	6,923	6,860	6,822	6,737
			焼却	1,203	1,375	1,051	1,228	1,490	1,067	1,323	1,306	1,285	1,265	1,245	1,228	1,207	1,187	1,167	1,150	1,129
	焼却灰	溶融	1,730	1,664	1,436	131	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	合計		165,671	166,762	165,889	169,855	166,230	168,900	160,069	159,359	158,138	157,137	156,072	155,235	153,947	152,904	151,859	151,021	149,738	

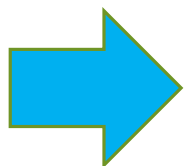
※処理量>搬入量となるのは、エコパークあぼしにおいて、ごみ搬入ステージ等洗浄水をごみと共に溶融処理していることと、スラグの大塊を再処理しているため。

「姫路市一般廃棄物処理基本計画（案）」より（一部加工）

新美化センターの想定施設規模

新美化センターの処理量

品目	年間処理量 (t/年)	計画年間 日平均処理量 (t/日)	備考
焼却等処理量	149,738	—	
災害廃棄物	22,460	—	焼却等処理量の15%と仮定
合計	172,198	471.8	
エコパークあぼし 処理量	100,102	—	H29年度からR3年度の平均処理量
新美化センター 処理量	72,096	197.5	197.5 t/日(≒72,096 t ÷ 365日)



施設規模 = 計画年間日平均処理量 ÷ 実稼働率 ((365日 - 年間停止日数 (85日)) ÷ 365日)
 ÷ 調整稼働率 (故障・一時休止・能力低下による係数)
 = 197.5 t/日 ÷ 76.7% ÷ 0.96
 = 268.3 t/日 ⇒ **268 t/日**
 (概算建設費 約335~469億円 概算運営費 (20年間) 約252~414億円)

- ※1 施設規模、建設費等は「新美化センター整備基本構想(案)」より
 ※2 マテリアルリサイクル施設、エネルギー利用施設、付帯施設、地域振興施設、用地取得、及びアクセス道路等基盤整備にかかる経費は上記に含まれません。

想定施設規模は、「姫路市一般廃棄物処理基本計画」(R4見直し)のごみ焼却量目標値を基に算出したものであり、ごみ焼却量の大幅な減少や処理技術の進歩等状況が変わった場合には見直しを行います。

他都市事例 (複数の焼却施設を保有する地方公共団体の直近10年に運転開始した事例)

No	運転開始年度	都道府県	地方公共団体名	新設					新設を除く保有施設 (2022年8月現在)	
				施設名称	敷地面積 (㎡)	処理方法	規模 (t/日)	炉数	処理方法	施設数
1	2010	埼玉県	川越市	川越市資源化センター熱回収施設	105,000	流動床式	265	2	ストーカ式	1
2	2010	神奈川県	相模原市	南清掃工場	47,119	流動床式	525	3	ストーカ式	1
3	2010	静岡県	静岡市	西ヶ谷清掃工場	90,862	シャフト式	500	2	ストーカ式	1
4	2010	大阪府	大阪広域環境施設組合	東淀工場	17,000	ストーカ式	400	2	ストーカ式	5
5	2010	兵庫県	姫路市	エコパークあぼし	152,454	シャフト式	402	3	ストーカ式	1
6	2011	愛知県	岡崎市	岡崎市中央グリーンセンター ガス化熔融施設	77,831	シャフト式	380	2	ストーカ式	3
7	2011	神奈川県	川崎市	王禅寺処理センター	54,700	ストーカ式	450	3	ストーカ式	2
8	2011	石川県	金沢市	西部環境エネルギーセンター	10,020	ストーカ式	340	2	ストーカ式	1
9	2012	新潟県	新潟市	新潟市新田清掃センター焼却施設	58,692	ストーカ式	330	3	流動床式 シャフト式	1 1
10	2012	神奈川県	秦野市伊勢原市環境衛生組合	はだのグリーンセンター	34,612	ストーカ式	200	2	ストーカ式	1
11	2013	愛媛県	松山市	松山市西グリーンセンター	24,550	ストーカ式	420	3	ストーカ式	1
12	2013	広島県	広島市	安佐南工場焼却施設	37,888	ストーカ式	400	2	ストーカ式	3
13	2013	大阪府	堺市	堺市グリーンセンター臨海工場	29,953	シャフト式	450	2	ストーカ式	3
14	2013	徳島県	阿南市	エコパーク阿南	45,671	ストーカ式	96	2	ストーカ式	1
15	2014	東京都	東京二十三区清掃一部事務組合	東京二十三区清掃一部事務組合大田清掃工場	92,000	ストーカ式	600	2	ストーカ式 流動床式	14 4
16	2015	熊本県	熊本市	西部環境工場	70,158	ストーカ式	280	2	ストーカ式	1
17	2015	埼玉県	さいたま市	さいたま市桜環境センター	51,851	シャフト式	380	2	ストーカ式	3
18	2015	東京都	東京二十三区清掃一部事務組合	東京二十三区清掃一部事務組合練馬清掃工場	15,000	ストーカ式	500	2	No15に同じ	—
19	2016	宮城県	亶理名取共立衛生処理組合	岩沼東部環境センター	37,978	ストーカ式	157	2	ストーカ式	1
20	2016	埼玉県	東埼玉資源環境組合	第二工場ごみ処理施設	33,925	シャフト式	297	2	ストーカ式	1
21	2016	大阪府	東大阪都市清掃施設組合	第五工場	38,000	ストーカ式	400	2	ストーカ式	1
22	2016	長崎県	長崎市	西工場	14,500	ストーカ式	240	2	ストーカ式	1
23	2016	栃木県	小山広域保健衛生組合	小山広域保健衛生組合中央清掃センター焼却施設	7,783	ストーカ式	70	1	ストーカ式	1
24	2016	福岡県	久留米市	久留米市宮ノ陣グリーンセンター	72,000	ストーカ式	163	2	ストーカ式	1
25	2017	東京都	東京二十三区清掃一部事務組合	東京二十三区清掃一部事務組合杉並清掃工場	36,000	ストーカ式	600	2	No15に同じ	—
26	2017	兵庫県	神戸市	港島グリーンセンター	38,900	ストーカ式	600	3	ストーカ式	2
27	2018	京都府	城南衛生管理組合	グリーンパーク折居	30,238	ストーカ式	115	2	ストーカ式	1
28	2018	大阪府	高槻市	エネルギーセンター第三工場	74,000	ストーカ式	150	1	ストーカ式	1
29	2019	京都府	京都市	京都市南部グリーンセンター第二工場(焼却施設)	163,000	ストーカ式	500	2	ストーカ式	3
30	2019	長崎県	五島市	五島市グリーンセンター	4,663	ストーカ式	41	2	流動床式	1
31	2020	愛知県	名古屋市長久保市	名古屋市長久保市富田工場	24,858	ストーカ式	450	3	ストーカ式 シャフト式	3 1
32	2020	茨城県	水戸市	水戸市清掃工場(ごみ焼却施設)	47,865	ストーカ式	330	3	ストーカ式	1
33	2020	新潟県	糸魚川市	糸魚川市清掃センターごみ処理施設	18,000	ストーカ式	48	2	回転式	1
34	2020	長崎県	佐世保市	佐世保市西部グリーンセンター	31,704	ストーカ式	110	2	ストーカ式	1
35	2020	東京都	東京二十三区清掃一部事務組合	東京二十三区清掃一部事務組合光が丘清掃工場	23,000	ストーカ式	300	2	No15に同じ	—
36	2020	栃木県	宇都宮市	宇都宮市グリーンセンター下田原	19,300	ストーカ式	190	2	ストーカ式	1
37	2021	熊本県	菊池環境保全組合	菊池環境工場 グリーンの森合志	20,000	ストーカ式	170	2	ストーカ式	1
38	2021	福井県	南越清掃組合	エコセンター南越	14,353	ストーカ式	84	2	ストーカ式	1
39	2022	埼玉県	埼玉西部環境保全組合	埼玉西部グリーンセンター	50,000	回転式	130	2	流動床式	1
40	2022	東京都	八王子市	(仮称)新館清掃施設	72,462	流動床式	160	2	ストーカ式	2
41	2022	東京都	立川市	立川市グリーンセンター(建設中)	24,000	ストーカ式	120	2	ストーカ式	1
42	2022	東京都	東京二十三区清掃一部事務組合	東京二十三区清掃一部事務組合目黒清掃工場	29,000	ストーカ式	600	2	No15に同じ	—

※敷地面積は、付帯施設や併設する焼却施設、再資源化施設を含む場合もあります。

今後の施設整備スケジュール

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
用地選定	■	■									
住民説明		■									
懇談会・地域協議会			---	---	---	---	---	---	---	---	▶
循環型社会形成推進地域計画策定		■									
施設整備基本計画策定及び事業方式等検討			■	■	■						
関連工事(アクセス整備、地域振興事業等)			---	---	---	---	---	---	---	---	▶
測量・ボーリング調査			■	■	■						
生活環境影響調査				■	■	■					
都市計画決定				■	■						
事業者選定					■	■	■				
施設整備							■	■	■	■	■
運転開始											▶

令和4年度の取り組み

①新美化センター整備基本構想の策定

姫路市環境審議会に「新美化センター整備基本構想の策定」を諮問

施設整備に係る基本方針や処理システムの検討、建設候補地選定の考え方などに加えて、新美化センターのあり方やまちづくりに関する市民アンケート、新美化センター建設候補地に関する情報提供依頼について審議。11月に答申
基本構想は、今年度見直しを行う「姫路市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、策定予定

②新美化センター建設候補地の選定

- 1) 建設地に関する情報募集（R4.7.20～R4.10.31）
施設建設に適していると思われる土地の情報提供を、地区連合自治会及び土地所有者（個人・法人）に依頼
- 2) 庁内検討会での候補地選定
行政が適地抽出した候補地に、情報提供地を加え、環境審議会の答申に基づき候補地の評価を実施
庁内検討会において、候補地の抽出条件や立地条件の妥当性や環境面、合意形成、経済性などの評価項目、評価基準の合理性を比較評価し、総合的判断をもって、候補地として最も相応しい場所を選定する

【参考】 姫路市環境審議会の審議経過（新美化センター整備基本構想関係）

日程	会議名	主な議事
R4.5.31	第1回環境審議会	・諮問（市長）、基本構想概要の説明
	第1回一般廃棄物処理基本計画見直し等委員会	・専門委員会検討事項、スケジュール(案)の説明 ・市民アンケート(案)、情報提供依頼(案)の説明
R4.6.27	第2回一般廃棄物処理基本計画見直し等委員会	・市民アンケートについて ・建設候補地の情報提供依頼について ・建設候補地選定の考え方について
R4.7.28	第3回一般廃棄物処理基本計画見直し等委員会	・建設候補地選定の考え方について
R4.8.1	第4回一般廃棄物処理基本計画見直し等委員会	・エコパークあぼし、あぼしまち交流館の視察
R4.8.25	第5回一般廃棄物処理基本計画見直し等委員会	・整備基本構想（素案）について
R4.10.7	第6回一般廃棄物処理基本計画見直し等委員会	・整備基本構想（素案）について
R4.11.15	第2回環境審議会	・専門委員会からの報告、答申案について
	市長への答申	・答申

建設候補地選定の流れ

候補地選定（R5.1～R5.8頃）

姫路市新美化センター建設候補地選定委員会（庁内委員会）

佐野副市長（委員長）、環境局長（副委員長）、関係する理事級職員等（構成員）

- ・環境審議会の審議を経た選定基準、選定項目等を確定させ、総合的判断をもって**優先候補地を選定**する。

経営会議

最終候補地の決定

最終候補地の公表

議会への報告、プレスリリース

地域住民の合意形成

地元住民説明会、新施設設置に係る地域連絡協議会 など

地元説明（R5.8～）

- ・地元自治会（連合・単位）役員等関係者への事前説明。

※説明時期等は地元の意向を尊重。←要調整

建設候補地選定委員会 開催スケジュール (案)

	R5.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
第1回委員会	■							
第2回委員会		■						
勉強会				■				
第3回委員会					■			
第4回委員会							■	
第5回委員会								■

建設候補地選定委員会の進め方①

【選定方法の確定、一次選定】

① 選定方法の確定

環境審議会答申を基に、選定方法（フロー、選定の条件、評価項目など）を確認し、確定。

② 一次選定評価案の検証

1) 情報提供地及び行政選定地の土地情報の確認

2) 一次選定評価案の説明・検証

立地規制条件等による除外地域は、個別データを取り寄せ、事務局で整理・編集しています。その正確度を検証いただきたいと考えています。

建設候補地選定委員会の進め方②

【一次選定の確定、二次選定評価案の検証】

① 一次選定評価の確定

- ・各委員からの意見を検証し、一次選定の評価を確定

② 二次選定の評価案の検証

- ・二次選定各項目の評価案について説明、検証

一次選定で建設候補地選定から除外となった情報提供地については、情報提供者にその旨を通知

建設候補地選定委員会の進め方③

【二次選定の確定、三次選定評価案の検証】

① 二次選定評価の確定

- ・各委員からの意見を検証し、二次選定の評価を確定

② 三次選定の評価案の検証

- ・三次選定各項目の評価案について説明、検証

二次選定で建設候補地から除外となった情報提供地については、情報提供者に最終決定までその旨を通知しない。

建設候補地選定委員会の進め方④

【三次選定の確定、最終候補地の決定】

① 三次選定評価の確定

- ・各委員からの意見を検証し、三次選定の評価を確定

② 二次選定、三次選定の評価についてフリカエリ検証、確定

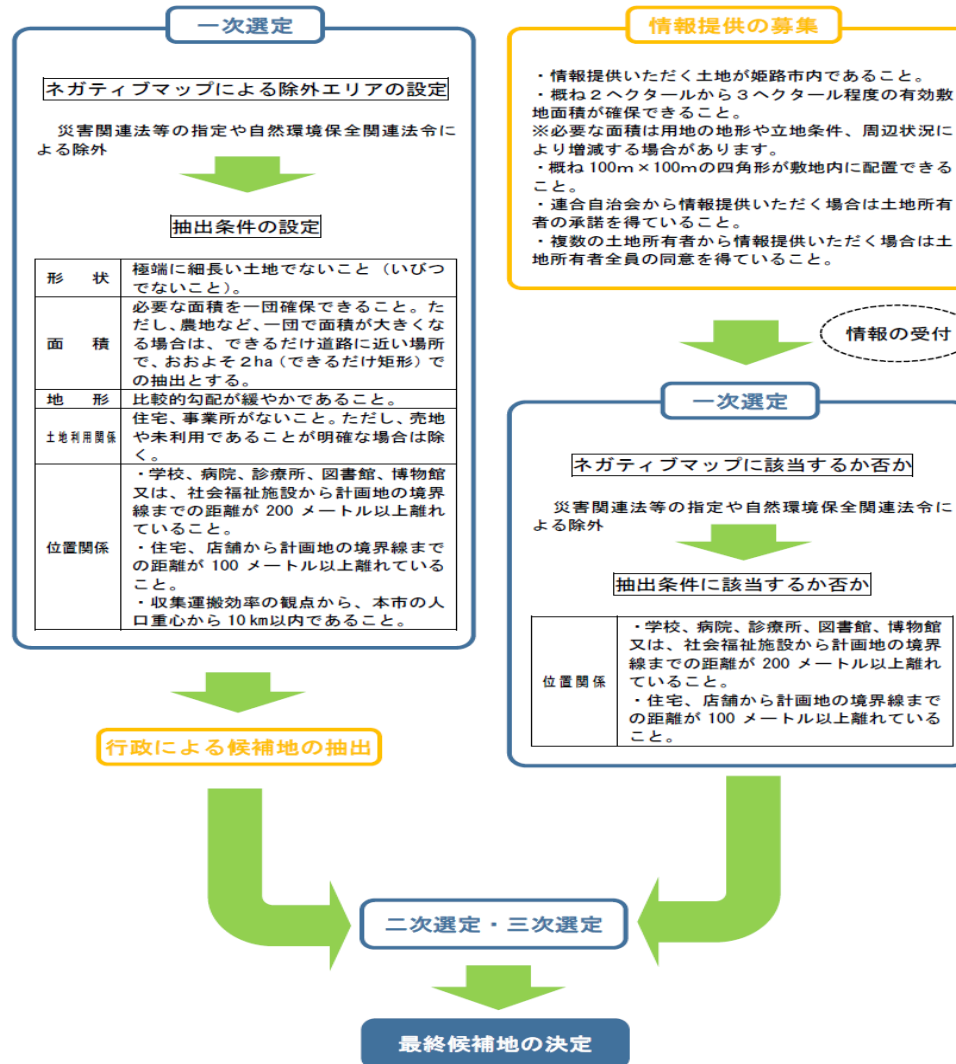
- ・二次選定、三次選定の評価について再度検証を行い、評価を確定。

③ 委員会として優先候補地を確定



経営会議において、姫路市として最終建設候補地を決定

建設候補地選定フロー



一次選定

(1) ネガティブマップの作成

候補地に相応しくないと考えられる法的制約条件及び物理的制約条件を設定。
制約条件に該当する地域を候補地抽出の除外エリアとしてネガティブマップを作成。

(2) 候補地の抽出

候補地の抽出は、以下の条件を基に行います。

項目	内容
形状	極端に細長い土地でないこと（いびつでないこと。）。
面積	必要な面積を一団で確保できること。ただし、農地など、一団で面積が大きくなる場合は、できるだけ道路に近い場所で、おおよそ2ha（できるだけ矩形）での抽出とする。
地形	比較的勾配が緩やかであること。
土地利用関係	住宅、事業所がないこと。ただし、売地や未利用であることが明確な場合は除く。
位置関係	学校、病院、診療所、図書館、博物館又は社会福祉施設から計画地の境界線までの距離が200メートル以上離れていること。
	住宅、店舗から計画地の境界線までの距離が100メートル以上離れていること。
	収集運搬効率の観点から、本市の人口重心から10km以内であること。 ※行政による候補地の抽出のみ適用

ネガティブマップ作成条件

	分類	調査項目
法的制約条件	河川保全区域等の指定状況	水域、河川区域 河川保全区域、海岸保全区域
	災害関連法等の指定状況	洪水浸水想定区域、高潮浸水想定区域、津波浸水想定区域 ※3.0m以上 内水氾濫想定区域
		土砂災害（特別）警戒区域〈急傾斜地の崩壊・土石流・地すべり〉
		土砂災害危険箇所〈土石流危険渓流〉
		山地災害危険地区〈山腹崩壊危険地区・崩壊土砂流出危険地区〉
		宅地造成工事規制区域
		地すべり防止区域
	自然環境保全関連法令等の指定状況	急傾斜地崩壊危険区域
		砂防指定地
		国立公園・国定公園及び都道府県立自然公園、都市公園
鳥獣保護区域、特別保護区域、自然環境保全地域、環境緑地保全地域、動植物保護地区、自然緑地保護地区		
国有林、保安林		
農業振興地域・農用地区域		
物理的制約条件	土地の利用状況	姫路市景観計画における重点的に景観形成を図る区域
		巨樹・巨木林、植生自然度7以上の植生、保存樹
		周知の埋蔵文化財
		世界文化遺産
	利用計画・開発計画の有無	国・県・市指定の文化財
		水道水源の取水地点
		用途地域（住居系・商業系）

二次選定

二次選定は、「立地条件」と「防災」の視点から評価項目を設定し、候補地の評価を行います。評価基準は、A（配点の100%を得点として付与）、B（配点の50%を得点として付与）、C（配点の0%を得点として付与：0点）の3段階評価とします。

二次選定は、各候補地の各評価項目における得点の合計を総合点として算出し、**総合点が77点以上（得点率70%以上）**となった候補地を三次選定の対象とします。

二次選定における評価項目、配点、評価基準

評価の視点	評価項目	配点	評価基準			
			A	B	C	
立地条件	用途地域	10	工業系	市街化調整区域	都市計画区域外	
	現況における土地利用状況	10	利用されていない	-	利用されている	
	市の将来的な利用計画や国・県の将来的な利用の見込みの有無	10	該当しない	-	該当する	
	ユーティリティ（電気、上水道、下水道、ガス）の接続可能性	10	70	電気、上水道、下水道、ガスのうち、電気と上水道をともに含む3つ以上の接続が見込める	電気、上水道の接続は見込めるが、下水道とガスの接続に課題がある	電気、上水道の接続に課題がある
	搬入道路の整備の必要性	10	搬入道路の整備の必要がない	-	搬入道路の整備の必要がある	
	施設建設に関する障害の有無	10	施設建設に関する障害も施設配置計画に影響を及ぼす要因もない	施設建設に関する障害か、施設配置計画に影響を及ぼす要因のどちらかがある	施設建設に関する障害と施設配置計画に影響を及ぼす要因のどちらもある	
	人口重心からの距離	10	人口重心から10km未満	人口重心から10km以上15km未満	人口重心から15km以上	
防災	活断層の有無	10	候補地内に活断層がない	-	候補地内に活断層がある	
	家屋倒壊等氾濫想定区域	5	該当しない	-	該当する	
	洪水浸水想定区域	5	該当しない	0.5m未満の洪水浸水想定区域に該当する	0.5～3.0m未満の洪水浸水想定区域に該当する	
	津波浸水想定区域	5	40	該当しない	0.3m未満の津波浸水想定区域に該当する	0.3～3.0m未満の津波浸水想定区域に該当する
	高潮浸水想定区域	5	該当しない	0.5m未満の高潮浸水想定区域に該当する	0.5～3.0m未満の高潮浸水想定区域に該当する	
	液状化危険度	10	P L 値5以下	P L 値5超～15以下	P L 値15超	

三次選定

三次選定は、「周辺環境への配慮」、「合意形成」、「経済性」の視点から評価項目を設定し、候補地の評価を行います。

評価基準は、三次選定の目的が相対評価であることを鑑み、二次評価でも実施した3段階評価に加えて、数値で評価できる項目については、最も好条件となっている候補地の得点が満点となり、その他の候補地は最も好条件となっている候補地との比例計算によって得点を算出する「定量相対評価」を行います。

三次選定における評価項目、配点、評価基準

評価の視点	評価項目	配点	評価基準			
			A	B	C	
周辺環境への配慮	住宅との距離※	10	＜定量相対評価＞ (配点) × 当該候補地の値 (m) / 最も距離が遠い候補地の値 (m)			
	教育・医療・社会福祉施設等との距離※	10	＜定量相対評価＞ (配点) × 当該候補地の値 (m) / 最も距離が遠い候補地の値 (m)			
	通学路への配慮	10	50	通学路への配慮が不要	迂回等で対処が可能	ガードレールや歩道の設置等通学路への配慮が必要
	繁華街及び住居地域の通過の有無	10		繁華街や住宅街を通過しない	迂回等で対処が可能	繁華街や住宅街の通過が避けられない
	周辺道路の混雑度	10		混雑度1.25未満	混雑度1.25以上～1.75未満	混雑度1.75以上
合意形成	他市町村との距離※	10	＜定量相対評価＞ (配点) × 当該候補地の値 (m) / 最も距離が遠い候補地の値 (m)			
	情報提供地・市有地	10	30	情報提供地かつ市有地	情報提供地または市有地	情報提供地でも市有地でもない
	土地所有者数	10		＜定量相対評価＞ (配点) × 最も人数が少ない候補地の値 (人) / 当該候補地の値 (人)		
経済性	用地取得費	10	30	各候補地の用地取得費の最大値から最小値を引いた値の1/3未満に該当する	各候補地の用地取得費の最大値から最小値を引いた値の1/3以上、2/3未満に該当する	各候補地の用地取得費の最大値から最小値を引いた値の2/3以上に該当する
	想定される用地整備費	10		＜定量相対評価＞ (配点) × 最も用地整備費が低い候補地の値 (円) / 当該候補地の値 (円)		
	収集運搬に係る総走行距離	10		＜定量相対評価＞ (配点) × 最も距離が短い候補地の値 (m) / 当該候補地の値 (m)		

※距離が1,000m以上の場合は満点とします。

優先候補地の選定

各候補地の三次選定の得点合計を総合点として算出し、総合点が高い候補地を優先候補地とします。

三次選定結果を基にした優先候補地の選定イメージ

評価項目（三次選定）		候補地名				
		候補地①	候補地②	候補地③	候補地④	候補地⑤
周辺環境への配慮	住宅との距離	3.2	8.2	1.5	7.1	10
	教育・医療・社会福祉施設等との距離	10	6.5	8.1	2.2	8.7
	通学路への配慮	0	5	10	10	10
	繁華街及び住居地域の通過の有無	0	5	10	5	10
	周辺道路の混雑度	5	5	10	5	5
合意形成	他市町村との距離	0	8.2	7.5	8.8	10
	情報提供地・市有地	0	10	5	5	5
	土地所有者数	7.0	10	7.0	10	4.0
経済性	用地取得費	10	5	5	0	10
	想定される用地整備費	7.8	6.7	7.2	7.7	10
	収集運搬に係る総走行距離	7.1	4.5	10	8.2	4.0
総合点		50.1	74.1	81.3	69.0	86.7
順位		5	3	2	4	1

優先候補地